

平成29年度 市・県民税について

市・県民税(住民税)は、平成29年1月1日現在で市内在住の人に、平成28年中の所得を基に計算し、課税しています。平成29年度市・県民税納税通知書については、6月7日(水)に発送します。納期限内の納付について、ご協力をお願いします。 問合せ 税務課 (43) 1111 内線 133・FAX(43) 1125

公的年金からの特別徴収(天引き)制度について

対象 平成29年4月1日現在65歳以上の年金受給者で、平成28年中の年金所得に係る住民税の納税義務がある人。ただし、介護保険料が年金から天引きされていない人や特別徴収される住民税額が老齢基礎年金などの額を超える人は対象となりません。

■ 平成28年10月から公的年金からの特別徴収(天引き)制度が見直されました。

(1) 仮特別徴収税額の算定方法の見直しについて

仮徴収税額の算定方法が、下記のとおり見直されました。

	特別徴収					
	仮徴収			本徴収		
	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	翌年 2 月
改 正 前	各月(前年度 2 月の額と同額)			各月(年税額－仮徴収税額)÷3		
改 正 後	各月(前年度分の年税額÷2)÷3					

前年度・当該年度の年税額がいずれも66,000円の場合におけるモデルケース比較

改正前のモデルケース

①前年度年税額66,000円			②年税額66,000円〔6月に決定〕					
特別徴収(本徴収)			特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
前年度10月	前年度12月	前年度2月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	12,000円	12,000円	12,000円

2月と同額の10,000円ずつを天引き

②年税額66,000円から4～8月で納めた30,000円を差し引いた残額36,000円を3回に分けて天引き

改正後のモデルケース

①前年度年税額66,000円			②年税額66,000円〔6月に決定〕					
特別徴収(本徴収)			特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
前年度10月	前年度12月	前年度2月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
10,000円	10,000円	10,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円

(①前年度年税額66,000円÷2)÷3
=11,000円を4～8月に仮徴収(天引き)

②年税額66,000円から4～8月で納めた33,000円を差し引いた残額33,000円を3回に分けて天引き

(2) 転出・税額変更があった場合の公的年金からの特別徴収(天引き)の継続について

改正前の制度では、年の途中で市外へ転出した場合や、特別徴収の税額が変更された場合、公的年金からの特別徴収は停止となり、普通徴収(納付書での支払い)に切り替わっていましたが、改正後の制度では、一定要件の下で、公的年金からの特別徴収が継続されることとなりました。

平成29年度の各種税証明書の発行は6月7日(水)から

平成29年度の住民税決定証明書、所得証明書、非課税証明書は、6月7日(水)から取得することができます。ただし、住民税の全額が給与天引きの人に限り、それ以前でも取得することができます。

介護保険による

住宅改修と福祉用具の利用について

介護保険では、介護を必要とする人が住み慣れた家で自立した生活を送れるよう、住宅改修や福祉用具を利用することができます。サービスの利用には、要介護認定(要支援 1、2・要介護 1～5)が必要で、自己負担割合は 1 割(一定以上の所得のある人は 2 割)です。すでに要介護認定を受けている人は、お手元の「介護保険負担割合証」に記載がありますので、内容をご確認ください。

問合せ 介護福祉課 (42)8444・FAX(43)5600

住宅改修

〔介護保険の対象となる工事〕

- ・手すりの取付け
- ・段差や傾斜の解消
- ・開き戸から引き戸などへの扉の取替え

介護を必要とする人が、住み慣れた家の生活環境を整えるための住宅改修が必要な場合、申請して認められると介護保険から住宅改修費が支給されます。

(利用限度額は 20 万円の 9 割または 8 割)

- ・滑りにくい床材(浴室など)、移動しやすい床材(畳敷きからフローリングなど)への変更
- ・和式から洋式への便器の取替え
- ・そのほか、各工事に付帯して必要な工事

※事前に必ず担当ケアマネジャーや地域包括支援センター、介護福祉課までご相談ください。工事施工前に申請し、審査を受ける必要があります(工事施工後の申請はお受けできません)。

福祉用具

〔購入の対象となる福祉用具の一例〕

- ・腰かけ便座(ポータブルトイレなど)
- ・入浴補助用具(入浴用いす、バスボードなど)
- ・簡易浴槽

〔レンタルの対象となる福祉用具の一例〕

- ・杖や歩行器
- ・工事を必要としない手すりやスロープ
- ・車椅子や介護用ベッド(要介護 2～5 が対象)

※利用には申請が必要ですので、心身の状態に合った福祉用具を選ぶためにも、担当ケアマネジャーや地域包括支援センター、福祉用具専門相談員などとよく相談の上、ご利用ください。

人権それは愛

〈部落差別解消法を
ご存じですか〉

「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消法)」が、平成 28 年 12 月 16 日に施行されました。

現在もなお部落差別は存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下、この法律は部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

近年、インターネットなどの普及により情報の発信や取得が簡単にできる中、部落差別につながる情報が、インターネット上に流れるなど現在も新たな問題が発生しています。

部落差別解消法では、国と地方公共団体は部落差別の解消に関し、適切な役割分担を踏まえて、連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずることが責務として記されています。さらに、部落差別に関する相談体制の充実を図り、部落差別を解消するための教育および啓発を行うよう努め、実態調査を行うものとしています。

全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、部落差別のない社会を実現するために、より一層充実した取組みを推進していきますので、皆様のご理解をお願いします。

